

ディスクロージャー誌

ステート・ストリート信託銀行

第41期 2025年4月1日－2026年3月31日

目次

ご挨拶	03
会社概要	05
当社の業務内容	08
当社の業務管理体制	10
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	13
2025 年度(第 41 期)における事業の概況	14
財産の状況	15
銀行業務の状況	29
信託業務の状況	31
自己資本の充実の状況	34
報酬などに関する事項	47
決算公告(写)	50
開示項目一覧表	51

第 41 期

(2025 年 4 月 1 日－2026 年 3 月 31 日)

ディスクロージャー誌

ステート・ストリート信託銀行株式会社

本誌は銀行法第 21 条等に基づいて作成しています。
本誌には、将来の業績に関する記述が含まれています。こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクや不確実性を伴うものであることにご留意ください。

ご挨拶

ステート・ストリート信託銀行(以下、「当社」)は、本邦で資産管理に関する幅広い商品やサービスをご提供しており、お客様のニーズにお応えすることに固くコミットしております。当社は、設立以来 40 年にわたり、人材、商品およびシステムへの投資を継続し、お客様および市場の需要にお応えすべく、取り扱う商品・サービスを拡充し、また、東京および福岡における当地に根ざした基盤を確保しつつ、ビジネスを拡大して参りました。今後とも引き続き、機関投資家であるお客様のご期待に応えるため、業務の幅の拡大とサービスの強化を継続し、強固で安定かつ持続可能な投資活動への貢献に努めて参ります。

当社が日本市場に深く根を張り続けることは、グローバルな拡大を目指す米国親会社ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (SSBT) の戦略にも合致するものです。当社は、本邦の規制環境に対応しつつ、日本市場で求められる質の高いサービス水準を満たし、かつグローバルレベルの知識を活かしたビジネスモデルを実践しております。また、日本市場へのコミットメントを体现するため、現在国内に 2 つの営業所を有し、合わせて 414 名の職員を配置しております。各拠点で分散して業務活動を行うことにより、当社は、機関投資家のお客様にとって不可欠な成果物の提供をサポート、弾力性のあるオペレーションの最適化を常に図りつつ、日本のお客様へのサービス提供の体制やリソースを拡充しております。

サービス・ビジネスの確立

当社は 1991 年の業務開始以来、銀行や年金基金、運用機関、保険会社等、機関投資家のお客様にサービスを展開しております。従来からの主要業務である信託業務および親会社代理としてのグローバル・カストディ業務に加え、ミドル・オフィス・オペレーション・サポート業務や各種報告書作成サービスをご提供する独自のアウトソーシング・ビジネスを確立し、収益基盤を築いて参りました。昨年度はみずほフィナンシャルグループのグローバル・カストディ事業の取得ほか、大和総研とのパートナーシップを構築し、ファンド管理アウトソーシング事業の再構築を行いました。当社は既存のお客様との関係性をより深め、収益を拡大し続けると同時に、質の高いサービス・能力の向上を目指し、また運用モデルの簡素化、戦略的パートナーシップへの投資活用により、長期的な成長に向けて戦略的な取り組みを続けて参ります。

日本における業務開始以来、当社のサービスは堅調に成長を遂げて参りました。困難な市場環境の下、既存のオペレーティング・モデルの課題に対する解決策をご提案、実施し、お客様をサポートする独自のサービス・ラインアップをご提供させて頂くことにより、成長を継続できるものと確信しております。

当社は、日本において資産管理業務が将来にわたり、さらに発展するものと信じております。これは「世界のあらゆる場所で事業を展開するお客様のニーズに応える」という米国親会社の戦略およびコミットメントに基づくものです。

リスク・エクセレンス

ステート・ストリートは、お客様の信頼を得ること、また継続的に信頼いただくためには、リスク・エクセレンスを優先し、透明性、公平性を確保すべく適切な利益相反管理を行う企業文化が必要と認識しております。リスク・エクセレンスとは法令等の遵守にとどまらず、考え方や行動の核心に倫理的な意思決定を行う文化を醸成することにコミットすることであり、当社ではステート・ストリートとともにリスク・エクセレンスの文化を引き続き発展させることに強くコミットしております。

社会的責任と環境問題

ステート・ストリートにおいて「責任を持って行動する」とは、地域社会を含む私たちのステークホルダーの皆様へ有益な影響をもたらすことを意味し、一企業としての継続的かつ長期的な成功から持続性のサイクルが始まるものと考えます。

ステート・ストリートは、自ら成長することにより、革新的なプロダクトやサービスの提供が可能となり、世界中の人々にグローバルな投資機会を提供、より良い環境づくりに貢献して参ります。また、健康的で安心して生活できる地域社会への投資を通じ、企業としての社会的責任を果たすことができると考えており、継続的な環境改善への取り組みを続けて参ります。

今後の展望

ステート・ストリートのグローバル・ベスト・プラクティスと国内で培った経験および実績を融合させた当社のサービスが、日本の機関投資家の皆様に、持続性のある結果をもたらすことができるという前向きな見通しのもと、一層のサービス向上及び効率化を図って参る所存です。今後もコアな事業の成長が見込まれるとともに、新技術を活用して運営効率および業務のレジリエンスを高め、お客様のリスクの低減を目指しております。私たちは常にお客様を中心に位置づけ、お客様の成功のお役に立つことこそが私たちの成長に繋がるものと確信いたしております。

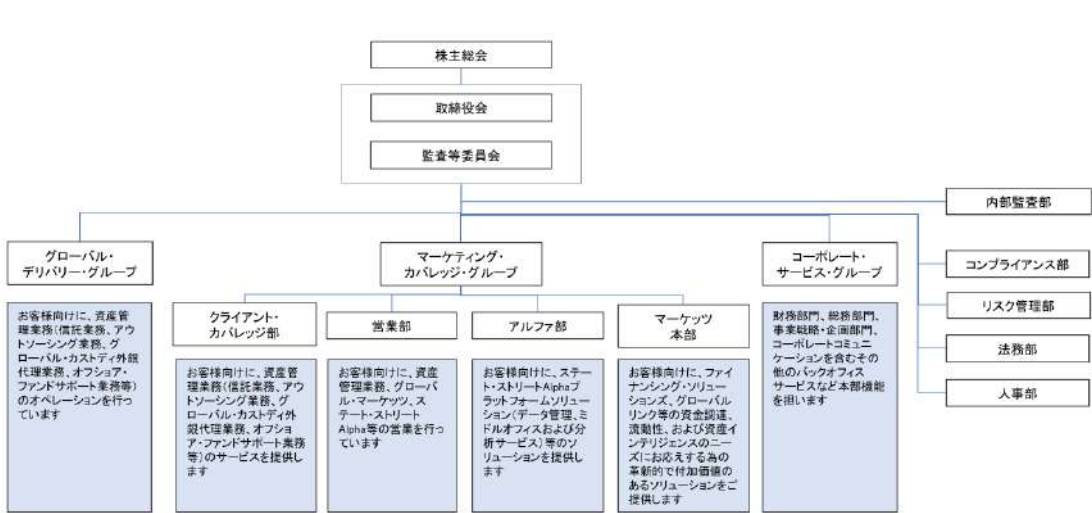
2026 年 7 月

ステート・ストリート信託銀行株式会社
代表取締役社長
寺田 景子

会社概要

組織図

2026 年 3 月 31 日現在



役員一覧

2026 年 3 月 31 日現在

役職名	氏名
取締役会長	リチャード・フォガティ
取締役副会長	小林 浩
代表取締役社長	寺田 景子
取締役	アリソン・バーチ
取締役	塚田 則彦
取締役(社外取締役)	大庭 雅志
監査等委員である取締役(常勤社外取締役)	土屋 吉正
監査等委員である取締役(社外取締役)	井上 民三
監査等委員である取締役(社外取締役)	松岡 史朗

(期中に退任した役員)

役職名	氏名
該当なし	

2026 年 6 月 30 日現在

役職名	氏名
取締役会長	小林 浩
取締役副会長	リチャード・フォガティ
代表取締役社長	寺田 景子
取締役	塚田 則彦
取締役	アリソン・バーチ
取締役(社外取締役)	大庭 雅志
監査等委員である取締役(常勤社外取締役)	今井 剛
監査等委員である取締役(社外取締役)	井上 民三
監査等委員である取締役(社外取締役)	松岡 史朗

会計監査人

EY新日本有限責任監査法人

営業所

名称	所在地
本店	東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号 虎ノ門ヒルズ森タワー25 階
福岡営業所	福岡県福岡市博多区綱場町 2 番 1 号 博多ビジネスセンター11 階、12 階

株主

名称	持株数	持株割合
ステート・ストリート・インターナショナル・ホールディングス	50,200 株	100%

<ご参考> 持株の状況(議決権ベース)

ステート・ストリート・コーポレーション	100%
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	100%
ステート・ストリート・インターナショナル・ホールディングス	100%
ステート・ストリート信託銀行株式会社	

ウェブサイト

ステート・ストリートをご紹介しますウェブサイト(日本語・英語)を設けております。以下のアドレスからご覧ください。

www.statestreet.com/jp

当社の業務内容

当社の業務は、信託業務及びその他の資産管理関連業務を中心としております。

信託業務

信託業務の内、資産管理業務は、顧客から受託した信託資産を管理する業務であり、特定金銭信託等の受託から成ります。2026年3月31日現在、受託残高があるのは、金銭信託、金銭信託以外の金銭の信託、包括信託です。

○金銭信託

信託の引受時に金銭を信託財産として受け入れ、運用を行った後、信託の終了時には再び金銭で受益者に交付する形の信託です。金銭信託は、指定金銭信託と特定金銭信託の二つに大別できます。指定金銭信託とは委託者によって運用方法及び目的物の種類が指定されるもの、特定金銭信託とは委託者によって具体的銘柄等運用対象が特定されているものをいいます。2026年3月31日現在、当社での受託残高は、すべて特定金銭信託となっております。

○金銭信託以外の金銭の信託

信託の引受時に金銭を信託財産として受け入れ、運用を行った後、信託の終了時に信託期間中のままの財産の形、つまり金銭には換金しないで受益者に交付する形の信託です。

○包括信託

種類の異なる二つ以上の財産を一つの信託財産として受け入れるものです。2026年3月31日現在、当社では金銭と有価証券を信託財産として受託しております。

主なその他の資産管理関連業務

○投資信託委託会社、資産運用業者および保険会社等に対する事務受任業務

アウトソーシング業務として、資産運用業者や保険会社等にオペレーションのアウトソーシング・サービスを提供しています。当社は資産管理業務の一環として資産運用業者に対するサービスおよび生命保険会社に対するサービスを2002年に開始しました。お客様は、アウトソーシング・サービスをビジネスモデルに組み入れることによって、人件費やシステム投資等の固定費の削減に役立てることができ、中核業務への資源の集約が可能になります。

○グループ会社であるSSBTおよびステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbH (SSBI) が提供するグローバル・カストディ業務に係る外国銀行代理業務

グローバル・カストディ業務では、機関投資家に代わり保有資産を管理し、また、指図に基づきそれら資産の受渡し決済を実行するグローバル・カストディ・サービスをSSBTおよびSSBIの代理人として提供しています。グローバル・カストディアンは、自らが各国の現地銀行とサブ・カストディ契約を交わすことで、世界中の国々への投資に対しカストディ・サービスを提供することを可能としています。機関投資家にとっては、グローバル・カストディアンを採用することにより、各国ごとの個別契約を締結することなしに、世界中の様々な市場・通貨で効率的で費用対効果の高い投資を行なうことが可能となります。

○SSBIが提供する証券代理人業務に係る外国銀行代理業務

海外で債券の発行を行う本邦発行体のお客様に対し、発行するユーロ債の発行代わり金の授受、利金の計算および送金、情報の伝達等の事務サポートを提供しています。本邦発行体は海外での起債にあたり、発行関連事務や投資家への元利金の計算・支払い事務の他、転換社債型新株予約権付社債の転換に伴う各種不随業務、取引所上場に際する各種手続き等、現地制度に精通した専門家のサポートを受けることが可能となります。

○ オフショア・ファンド・サービス業務

本邦又は海外の運用会社・機関投資家等向けに、当社グループが海外拠点で行っているオフショア・ファンドのトラスティ業務やアドミニストレーター業務等の資産管理業務やサービス業務に関し、日本でのカスタマーサポート、連絡窓口としてのリエゾン業務、ファンド組成時の支援サービス等を提供しています。また、ファンド会計並びにファンド会計やアドミニストレーター業務が適時適切に行われているかのオーバーサイト業務、トランスファー・エージェンシー業務も提供しています。

○ ポートフォリオ・ソリューション業務

組織再編に伴い、2026年1月1日付でトランジション・マネジメント業務の一部である運用およびリサーチ機能がステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社へ移管されました。当社は今後、投資一任契約の媒介を行うため、投資助言代理業に係る登録金融機関として届出準備を進めます。また、海外のステート・ストリート・グループが提供するカレンシー・マネジメント・サービスについて、情報提供および契約手続きのサポートに加え、エージェンシー・トレーディング業務に関するコミュニケーション支援を提供します。

○ ファイナンス・ソリューションズ業務

SSBT 及び海外グループ会社が提供しているエージェンシー・レンディングを日本の顧客に紹介し、媒介する活動に加え、プライム・サービス、その他お客様のファイナンス・ニーズにこたえるサービスをリエゾンとして日本の顧客に紹介およびコミュニケーション・サポートを行います。

○ 電子プラットフォームに係るサービス業務

本邦顧客に対して、機関投資家向けマルチバンク為替取引プラットフォーム「FX コネクト」や、為替に加えプレシヤスメタル取引を含む「Currenex(カレネックス)」、及び取引照合アプリケーション等を海外のステート・ストリート・グループ関連会社のリエゾンとしてサービスを提供します。

○ アルファサービス業務

ステート・ストリートが戦略的な優先事業として位置付けるデータマネジメント分野において立ち上げた次世代のデータ・マネジメント・ソリューションです。このデータ・マネジメント・ソリューションは、Data-as-a-Service(DaaS-サービスとしてのデータ)プラットフォーム内で、データの統合、標準化、品質チェック等を一貫して実施しています。既に世界中の顧客に実績のあるマネージドサービスであり、グローバル・ネットワークを活かしたフォロー・ザ・サン・モデルを活用し、お客様の各種判断に必要となるデータ(情報)を、迅速に、かつ高い品質でご提供しています。

当社の業務管理体制

当社では、業務を的確に遂行するために、次のような内部管理体制(リスク管理、法令遵守、内部監査)をとっています。

リスク管理の体制

当社の業務が資産管理センターであることから、当社におけるリスク管理は事務リスク、システム・リスク等のオペレーショナル・リスクの管理が中心となりますが、資産管理業務に伴う信用リスク等のその他のリスクについても統合的に把握することを基本としています。業務の多様化、環境の変化等に対応するため、継続的かつ全社的にリスク管理体制の拡充を図っています。

当社のリスク管理体制の枠組みは、以下のようになっています。

① 取締役会

取締役会はリスク管理に係る方針・規程の制定・改定をモニタリング、そして必要に応じて審議し、統合的リスク管理の組織的枠組みを確立するとともに、年次実践計画としての「リスク管理プログラム」を承認し、実施状況の報告を受け、実効性の評価を行います。

② リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、執行役員会からの権限委譲を受けて、当社の業務がさらされる各種リスクの評価、分析、モニタリングによる、リスク管理に関する重要事項について決議、協議、報告を受け、必要に応じて執行役員会及び取締役会へ上申します。

③ リスク管理部

リスク管理部は、年次で取締役会の承認を受ける「リスク管理プログラム」に基づき、各種リスク管理プログラムを実施し、各部署において適切にリスク管理が行われていることを独立して監督し、全社的なリスク管理態勢の強化に努めております。

法令等遵守の体制

当社では、法令等遵守(以下、「コンプライアンス」)は全役職員の責任であるとの基本的認識の下、コンプライアンスを経営の最重要課題として、体制の維持・向上に全社をあげて取り組んでいます。

当社のコンプライアンス体制の枠組みは、以下のようになっています。

① 取締役会

取締役会はコンプライアンスに係る方針・規程の制定・改定を行うとともに、年次実践計画としての「コンプライアンス・プログラム」を承認し、実施状況の報告を受け、実効性の評価を行います。

② リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、執行役員会からの権限委譲を受けて、コンプライアンス・リスクに関する評価、監視および管理、法令の変更等に関する情報の確認、分析、コンプライアンス・プログラムの実施状況、方針・規程等、コンプライアンスに関する重要事項について決議、協議、報告を受け、必要に応じて執行役員会及び取締役会へ上申します。

③ コンプライアンス部

コンプライアンス部は、コンプライアンス態勢整備を実践する役割を担い、コンプライアンスに係る各種社内規定を所管するとともに、取締役会で承認された「コンプライアンス・プログラム」の実施にあたります。具体的には、当該プログラムに基づき、社内規定の整備、研修等を通じた法令・社内規定等の役職員への周知徹底、日常業務における法令等違反の未然防止や早期発見に向けた監視などコンプライアンスに係る各種課題への対応、およびコンプライアンス・リスクの分析、評価、モニタリング等を行っております。

④ コンプライアンス・リエゾン・オフィサー

現場レベルでのコンプライアンス態勢の実効性確保のため、各部署におけるコンプライアンス担当者（コンプライアンス・リエゾン・オフィサー）を選任し、コンプライアンス部と連携して各種施策を推進する体制としています。

内部監査の体制

SSTB の内部監査部門は、ステート・ストリート・コーポレーションのグローバルなコーポレート・オーディット部門の一部として組織されており、ステート・ストリートのコーポレート・オーディット・チャーター及び監査手法に従って、監査業務を実施しています。

内部監査は、取締役会および経営陣に対し、独立かつリスクベースで客観的な保証、助言、洞察および将来見通しを提供することにより、投資家およびそのステークホルダーにより良い成果をもたらすというステート・ストリートの使命の実現を支援することを目的としています。この目的は、ステート・ストリートのガバナンス、リスク管理および内部統制プロセスを評価することにより達成されており、内部統制システムの設計および運用の有効性に関する評価も含まれます。

内部監査による評価には、財務報告および規制報告に関する内部統制、法令および規制の遵守状況、ならびに重要な社内方針の遵守状況が含まれます。加えて、ステート・ストリートが全世界の事業部門および法的主体を通じ、戦略的および業務上の計画を遂行する過程において直面するリスクが適切に管理されているかについても評価を行っています。

内部監査は、体系的かつ規律あるアプローチを用いて、ステート・ストリート全体におけるリスク管理、内部統制およびガバナンスプロセスの設計および運用の有効性を評価し、改善提言を行います。その過程において、通常の業務運営への影響を最小限に抑えつつ、組織の成功に貢献することを目的としています。

コーポレート・オーディット・チャーターは、ステート・ストリート・コーポレーションの監査委員会（Examining & Audit Committee）により承認されており、日本に拠点を置くスタッフを含む、グローバルな監査機能全体に適用されます。当該チャーターは、内部監査機能の独立性および客観性、権限、スリーライン・オブ・ディフェンスにおける役割、ならびに責任および業務範囲など、監査機能が運営されるための基本的な枠組みを定めています。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

当社は、ステート・ストリートの在日現地法人として、法人のお客さまに対し信託業務、事務受任業務、および外国銀行代理業務としてグローバル・カストディに関する業務を中心としており、中小企業向け貸付業務等を行っておらず、これを通じた地域の活性化のための取組は業務として取り扱っておりません。

なお、中小企業向け貸付業務等を開始する場合には、中小企業の経営支援に関する適切な態勢を構築することになります。

指定紛争解決機関

当社は、以下の指定紛争解決機関と銀行法等に定める契約を締結しております。

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

一般社団法人信託協会

連絡先 信託相談所

電話番号 0120-817-335 または 03-6206-3988

直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位: 百万円)

		2022 年 3 月期 (第 37 期)	2023 年 3 月期 (第 38 期)	2024 年 3 月期 (第 39 期)	2025 年 3 月期 (第 40 期)	2026 年 3 月期 (第 41 期)
銀行業務	経常収益	11,089	12,977	13,295	14,478	13,932
	経常利益	3,207	4,704	4,488	4,902	4,702
	当期純利益	2,229	3,213	3,064	3,295	2,954
	資本金	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
	発行済株式の総数	50,200 株	50,200 株	50,200 株	50,200 株	50,200 株
	純資産額	16,443	17,427	17,279	17,510	17,170
	総資産額	31,095	36,237	19,935	20,474	22,442
	預金残高	564	985	418	365	2,250
	貸出金残高	-	-	-	-	-
	有価証券残高	-	-	-	-	-
	単体自己資本比率	54.76%	57.60%	53.72 %	56.56%	56.76%
	配当性向	100%	100%	100%	100%	100%
	従業員数	343 人	362 人	397 人	400 人	388 人
信託業務	信託報酬	1,496	1,605	1,586	845	852
	信託勘定貸出金残高	-	-	-	-	-
	信託勘定有価証券残高	34,095,376	35,769,237	5,078,763	5,486,482	6,273,931
	信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高	-	-	-	-	-
	信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高	-	-	-	-	-
	信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高	-	-	-	-	-
	信託財産額	35,198,300	36,714,936	5,122,810	5,535,336	6,341,940

2025 年度(第 41 期)における事業の概況

1. 業況、事業実績、損益の状況等

当社は、信託業務、アウトソーシング業務及びグローバル・カストディに係る外国銀行代理業務等の資産管理を含む統合的なサービスを提供しております。

当事業年度の収益を主な業務部門別に見ますと、年金基金を中心とした信託業務からの収益が、前年同期比 0.79%増の 852 百万円となった他、年金基金や内外の投資運用会社からのアウトソーシング・サービス業務収益ならびにグローバル・カストディに係る外国銀行代理業務の収益等親会社から収受する役務取引等収益を含む受入手数料は、前年同期比 4.52%減の 12,977 百万円となりました。経常利益は前年同期比 4.08%減の 4,702 百万円、当期純利益は、10.35%減の 2,954 百万円となりました。

2. 主要勘定の増減の事由

主要勘定のうち資産の部では、預け金が前年度末比 2,473 百万円増の 18,280 百万円となりました。コールローンの残高は前年度末と同様 0 百万円でした。負債の部では、預金が前年度末比 1,885 百万円増加し、2,250 百万円となりました。これは、主として、グループ会社からの当座預金受入残高の増加によるものです。また、信託勘定借が前年度と同様、4 百万円となりました。

3. 今後の方針及び対処すべき課題

当社は引き続きリスク管理、コンプライアンスを含む内部統制の強化を経営の中心課題に据え経営管理強化を図って参ります。また、顧客資産、顧客情報の保護に重点を置き、高品質サービスの提供と高い優位性を持つテクノロジーを駆使したサービス強化を軸とし、顧客満足度の向上を図るとともに資産管理業界全体の発展に貢献出来るよう努めて参ります。

財産の状況

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	2025 年 3 月 31 日 現在	2026 年 3 月 31 日 現在		2025 年 3 月 31 日 現在	2026 年 3 月 31 日 現在
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 預 け 金	15,806	18,280	預 金	365	2,250
預 け 金	15,806	18,280	当 座 預 金	364	2,249
コ ー ル ロ ー ン	-	-	普 通 預 金	0	0
外 国 為 替	0	0	信 託 勘 定 借	4	4
外 国 他 店 預 け	0	0	そ の 他 負 債	2,064	2,265
そ の 他 資 産	1,083	921	未 払 法 人 税 等	999	752
前 払 費 用	395	255	前 受 収 益	119	18
未 収 入 金	102	133	預 金 利 子 税 等 預 り 金	423	435
保 証 金 権 利 金	309	275	そ の 他 の 負 債	521	1,057
そ の 他 の 資 産	276	256	賞 与 引 当 金	271	394
有 形 固 定 資 産	2,906	2,384	退 職 給 付 引 当 金	258	357
建 物	979	1,021	負 債 の 部 合 計	2,963	5,272
建 設 仮 勘 定	212	-	(純 資 産 の 部)		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,714	1,362	資 本 金	2,510	2,510
無 形 固 定 資 産	89	67	資 本 剰 余 金	500	500
ソ フ ト ウ ェ ア	56	36	資 本 準 備 金	500	500
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	33	30	利 益 剰 余 金	14,500	14,160
繰 延 税 金 資 産	586	788	利 益 準 備 金	2,010	2,010
			そ の 他 利 益 剰 余 金	12,490	12,150
			繰 越 利 益 剰 余 金	12,490	12,150
			株 主 資 本 合 計	17,510	17,170
			純 資 産 の 部 合 計	17,510	17,170
資 産 の 部 合 計	20,474	22,442	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	20,474	22,442

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで	2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで
経 常 収 益	14,478	13,932
信 託 報 酬	845	852
資 金 運 用 収 益	37	97
コ ー ル ロ ー ン 利 息	-	-
預 け 金 利 息	37	97
役 務 取 引 等 収 益	13,591	12,977
そ の 他 の 役 務 収 益	13,591	12,977
そ の 他 の 業 務 収 益	0	1
外 国 為 替 売 買 益	0	1
そ の 他 の 経 常 収 益	4	4
そ の 他 の 経 常 収 益	4	4
経 常 費 用	9,576	9,230
資 金 調 達 費 用	0	1
預 金 利 息	0	-
借 入 金 利 息	0	1
そ の 他 の 支 払 利 息	0	18
役 務 取 引 等 費 用	19	4
支 払 為 替 手 数 料	5	13
そ の 他 の 役 務 費 用	14	-
そ の 他 の 業 務 費 用	△4	-
そ の 他 の 業 務 費 用	△4	1
営 業 経 費	9,561	9,210
経 常 利 益	4,902	4,702
特 別 利 益	0	-
そ の 他 の 特 別 利 益	0	-
特 別 損 失	92	423
固 定 資 産 処 分 損 失	6	-
そ の 他 の 特 別 損 失	86	423
税 引 前 当 期 純 利 益	4,810	4,278
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,621	1,525
法 人 税 等 調 整 額	△106	△201
法 人 税 等 合 計	1,514	1,324
当 期 純 利 益	3,295	2,954

株主資本等変動計算書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

(単位:百万円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備 金	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	2,510	500	500	2,010	12,490	14,500	17,510	17,510
当期変動額								
剰余金の 配当	-	-	-	-	△3,295	△3,295	△3,295	△3,295
当期 純利益	-	-	-	-	2,954	2,954	2,954	2,954
当期変動額 合計	-	-	-	-	△341	△341	△341	△341
当期末残高	2,510	500	500	2,010	12,150	14,160	17,170	171,70

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

(単位:百万円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
					繰越 利益 剰余金			
当期首残高	2,510	500	500	2,010	12,259	14,269	17,279	17,279
当期変動額								
剰余金の 配当	-	-	-	-	△3,064	△3,064	△3,064	△3,064
当期 純利益	-	-	-	-	3,295	3,295	3,295	3,295
当期変動額 合計	-	-	-	-	231	231	231	231
当期末残高	2,510	500	500	2,010	12,490	14,500	17,510	17,510

個別注記表

2025 年度(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～15 年
その他	3年～8年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022 年 4 月 14 日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用: その発生時の従業員等の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 11 年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異: 発生の翌事業年度に一括損益処理

4. 収益の計上方法

(1) 信託報酬

信託財産の管理に係るサービスの対価として受領する収益を含めており、顧客との契約に基づく当該サービスの提供を履行義務として識別しております。当該サービスは、一定の期間にわたり履行義務を充足するものであるため、主としてサービスの提供期間にわたり収益を認識しております。

(2) 役務取引等収益

各種契約に基づく事務サービスの対価として受領する収益を含めており、顧客との契約等に基づく当該サービスの提供を履行義務として識別しております。当該サービスは、一定の期間にわたり履行義務を充足するものであるため、主としてサービスの提供期間にわたり収益を認識しております。

なお、これらの収益にかかる対価は履行義務の充足から短期間のうちに回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 信託業法等に基づく営業保証金として現金預託金 25 百万円を供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,471 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権総額 59 百万円

4. 関係会社に対する金銭債務総額 16 百万円

5. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとなっておりますが、当社においては、資本準備金及び利益準備金の合計額が定められた必要額に達しておりますため、当事業年度においては当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上は行っておりません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
 役務取引等に係る収益総額 10,786 百万円
2. 関係会社との取引による費用
 該当ありません
3. その他の特別損失は、人員削減等に係る事業再構築費用 423 百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	50,200	-	-	50,200
合 計	50,200	-	-	50,200

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種 類	配当金の総 額	1株当たり配 当額	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	3,295 百万円	65,637.45 円	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	配当 の原 資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026 年 6 月 25 日 定時株主総会	普通株式	2,954 百万円	利益 剰余金	58,844.62 円	2026 年 3 月 31 日	2026 年 6 月 26 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資産管理を主要な業務とし、商業貸出、証券投資等に従事していないことから、資金運用に関しては、余剰資金の日銀当座預金がその大半を占めています。また、資金調達については、国内の兄弟会社及び顧客等から受け入れている当座預金等、及び信託勘定の余裕資金を一時的に銀行勘定で受け入れている信託勘定借に限られます。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として日銀への当座勘定預け金であり、信用リスクは極めて限定的です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、融資活動を行わないため、信用リスクは、主要なリスクとはみなされませんが、オン・バランスの債権等に関しては、リスク管理部が「信用管理システム」を利用して定期的に見直しを行う他、財務部で、「自己資産査定基準」に従った報告を取締役会に行っています。

② 市場リスクの管理

当社が、自己勘定で有価証券またはその他の市場性のある金融商品に投資することは無いため、市場リスクは、主要なリスクとはみなされません。銀行勘定に係る金利リスクについては、極めて低いものに留まります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金預け金、外国為替、預金、信託勘定借及びその他負債は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

前項で注記を省略しているため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生主な原因は、減価償却超過額、未払費用、退職給付引当金の否認等であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	342,033 円 83 銭	1株当たりの当期純利益金額	58,852 円 83 銭
------------	----------------	---------------	---------------

(関連当事者との取引)

1. 親会社

属 性	会社等の 名称	議決権 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金 額 (百万 円)	科 目	期末残 高 (百万 円)
			役員の 兼任等	事業上の関 係				
親会社	ステート・ストリート・ハ ンク・アンド・トラスト・カ ンパニー	(被所有) 間接 100%	-	本邦における 親会社のノウ ハウ等の活 用	グループ内 役務提供取 引(注)	10,786	未 収 入 金	4

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)関係会社間取引の価格その他の取引条件は、経済的合理性に基づき、市場実勢等を勘案した上で決定しております。

2. 兄弟会社

属 性	会社等の 名称	議決権 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金 額 (百万 円)	科 目	期末残 高 (百万 円)
			役員の 兼任等	事業上の関 係				
兄弟会 社	ステート・ストリート・グロ ーバル・アドバイザー ズ株式会社	-	-	当社への投 資信託に係 る事務委託	投資信託の 基準価格算 出等の事務 代行(注)	44	-	-
兄弟会 社	ステート・ストリート・イン ベストメント・マネージャ ー・ソリューションズ	-	-	当社への投 資関連業務 に係る事務 委託	投資運用・ 投資顧問業 に係る事務 代行(注)	42	-	-
兄弟会 社	インターナショナル・フィナ ンシャル・データ・サービ ス(アイルランド)リミテ ッド	-	-	当社へのオ フショアファント 関連業務に 係る事務委 託	グループ内 役務提供取 引(注)	3	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)関係会社間取引の価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案し、協議の上決定しております。

個別注記表

2024 年度(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～15 年
その他	3年～8年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022 年 4 月 14 日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用: その発生時の従業員等の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 11 年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異: 発生の翌事業年度に一括損益処理

4. 収益の計上方法

(1) 信託報酬

信託財産の管理に係るサービスの対価として受領する収益を含めており、顧客との契約に基づく当該サービスの提供を履行義務として識別しております。当該サービスは、一定の期間にわたり履行義務を充足するものであるため、主としてサービスの提供期間にわたり収益を認識しております。

(2) 役務取引等収益

各種契約に基づく事務サービスの対価として受領する収益を含めており、顧客との契約等に基づく当該サービスの提供を履行義務として識別しております。当該サービスは、一定の期間にわたり履行義務を充足するものであるため、主としてサービスの提供期間にわたり収益を認識しております。

なお、これらの収益にかかる対価は履行義務の充足から短期間のうちに回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 信託業法等に基づく営業保証金として現金預託金 25 百万円を供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,784 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権総額 54 百万円

4. 関係会社に対する金銭債務総額 5 百万円

5. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとなっておりますが、当社においては、資本準備金及び利益準備金の合計額が定められた必要額に達しておりますため、当事業年度においては当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上は行っておりません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
 役務取引等に係る収益総額 11,171 百万円
2. 関係会社との取引による費用
 該当ありません
3. その他の特別損失は、人員削減等に係る事業再構築費用 86 百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	50,200	-	-	50,200
合 計	50,200	-	-	50,200

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種 類	配当金の総 額	1株当たり配 当額	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	3,064 百万円	61,035.85 円	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 28 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	配当 の原 資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	3,295 百万円	利益 剰余金	65,637.45 円	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 30 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資産管理を主要な業務とし、商業貸出、証券投資等に従事していないことから、資金運用に関しては、余剰資金の日銀当座預金またはステート・ストリート銀行東京支店へのコールローン放出がその大宗を占めています。また、資金調達については、国内の兄弟会社及び顧客等から受け入れている当座預金等、及び信託勘定の余裕資金を一時的に銀行勘定で受け入れている信託勘定借に限られます。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として日銀への当座勘定預け金及びステート・ストリート銀行東京支店へのコールローン放出であり、信用リスクは極めて限定的です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、融資活動を行わないため、信用リスクは、主要なリスクとはみなされませんが、オン・バランスの債権等に関しては、リスク管理部が「信用管理システム」を利用して定期的に見直しを行う他、財務部で、「自己資産査定基準」に従った報告を取締役会に行っています。

② 市場リスクの管理

当社が、自己勘定で有価証券またはその他の市場性のある金融商品に投資することは無いため、市場リスクは、主要なリスクとはみなされません。銀行勘定に係る金利リスクについては、極めて低いものに留まります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金預け金、コールローン、外国為替、預金、信託勘定借及びその他負債は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

前項で注記を省略しているため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生主な原因は、減価償却超過額、未払費用、退職給付引当金の否認等であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	348,818 円 44 銭
1株当たりの当期純利益金額	65,644 円 96 銭

(関連当事者との取引)

2. 親会社

属 性	会社等の 名称	議決権 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金 額 (百万 円)	科 目	期末残 高 (百万 円)
			役員の 兼任等	事業上の関 係				
親会社	ステート・ストリート・ハ ンク・アンド・トラスト・カ ンパニー	(被所有) 間接 100%	-	本邦における 親会社のノウ ハウ等の活 用	グループ内 役務提供取 引(注)	11,171	未 収 入 金	34

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)関係会社間取引の価格その他の取引条件は、経済的合理性に基づき、市場実勢等を勘案した上で決定しております。

3. 兄弟会社

属 性	会社等の 名称	議決権 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金 額 (百万 円)	科 目	期末残 高 (百万 円)
			役員の 兼任等	事業上の関 係				
兄弟会 社	ステート・ストリート・グロ ーバル・アドバイザーズ株式 会社	-	-	当社への投 資信託に係 る事務委託	投資信託の 基準価格算 出等の事務 代行(注)	39	-	-
兄弟会 社	ステート・ストリート・イン ベストメント・マネージャ ー・ソリューションズ	-	-	当社への投 資関連業務 に係る事務 委託	投資運用・ 投資顧問業 に係る事務 代行(注)	49	-	-
兄弟会 社	インターナショナル・フィナ ンシャル・データ・サービ シズ(アイルランド)リミテ ッド	-	-	当社へのオ フショアファント 関連業務に 係る事務委 託	グループ内 役務提供取 引(注)	24	-	-

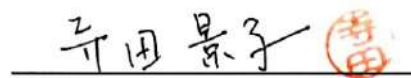
取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)関係会社間取引の価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案し、協議の上決定しております。

直近の事業年度における財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2026 年 7 月 23 日

代表取締役社長



寺田 景子

監査に関する事項

当社の計算書類及び附属明細書につきましては、会社法第 396 条第 1 項の規定により、会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

資産査定

(単位:億円)

	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	-	-
要管理債権	-	-
正常債権	0	0
合計	0	0

時価情報

銀行法施行規則上の必要項目に以下のものに関する取得価額または契約価額、時価及び評価損益がありますが、該当がありません。

- 有価証券
- 金銭の信託
- 銀行法施行規則第 13 条の 3 第 1 号イからホに規定される、市場デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引を含む)、外国市場デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引を含む)、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引等
- 電子決済手段
- 暗号資産

貸倒引当金

(単位:百万円)

	2025 年 3 月期		2026 年 3 月期	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
貸倒引当金	-	-	-	-

銀行法施行規則上の必要項目に以下のものがありますが、該当がありません。

- 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三カ月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額
- 貸出金償却の額

銀行業務の状況

主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

	2025 年 3 月期		2026 年 3 月期	
	国内業務部門	国際業務部門	国内業務部門	国際業務部門
資金運用収支	37	-	95	-
役務取引等収支	3,170	11,246	2,946	10,865
特定取引収支	-	-	-	-
その他業務収支	4	0	-	1
資金運用勘定平均残高	-	44	52	16
資金運用勘定利息	37	-	97	-
資金運用勘定利回り	-%	-%	186.77%	-%
資金調達勘定平均残高	944	-	2,470	52
資金調達勘定利息	0	-	1	-
資金調達勘定利回り	0.15%	-%	0.05%	-%
資金利ざや	-0.15%	-%	186.71%	-%
受取利息の増減	32	-	59	-
支払利息の増減	0	-	1	-

	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
業務粗利益	14,459	13,908
業務粗利益率	65,642.95%	84,352.93%
業務純益	4,898	4,698
実質業務純益	4,898	4,698
コア業務純益	4,898	4,698
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	4,898	4,698
総資産経常利益率	23.82%	21.66%
純資産経常利益率(資本経常利益率)	27.98%	27.86%
総資産当期純利益率	16.01%	13.60%
純資産当期純利益率(資本当期純利益率)	18.80%	17.50%

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{純資産平均残高}} \times 100$$

預金に関する指標

預金科目別の平均残高

(単位:百万円)

	2025 年 3 月期		2026 年 3 月期	
	国内業務部門	国際業務部門	国内業務部門	国際業務部門
流動性預金	915	-	2,305	-
定期性預金	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合計	915	-	2,305	-

銀行法施行規則上の必要項目に以下のものがありますが、該当がありません。

- 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高

貸出金等に関する指標

(2025年3月期・2026年3月期)

銀行法施行規則上の必要項目に以下のものがありますが、全て該当がありません。

- 国内業務部門並びに国際業務部門ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
- 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高
- 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び支払承諾見返額
- 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高
- 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
- 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
- 特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高
- 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値

有価証券に関する指標

(2025年3月期・2026年3月期)

銀行法施行規則上の必要項目に以下のものがありますが、該当がありません。

- 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高
- 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券)の残存期間別の残高
- 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券)の平均残高
- 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値

信託業務の状況

信託財産残高表

(単位:百万円)

資産	金額		負債	金額	
	2025 年 3 月 31 日 現在	2026 年 3 月 31 日 現在		2025 年 3 月 31 日 現在	2026 年 3 月 31 日 現在
有価証券	5,486,482	6,273,931	特定金銭信託	0	10,000
国債	9,809	-	金銭信託以外の		
地方債	8,167	13,533	金銭の信託	2,197,495	2,367,072
社債	131,008	141,306	包括信託	3,337,840	3,964,867
株式	-	-	その他の信託	0	-
外国証券	-	-	暗号資産等及び電		
			子記録移転有価証		
その他の証券	2,121,597	2,141,846	券表示権利等の信	-	-
			託		
受託有価証券	3,215,898	3,977,245	電子決済手段の信	-	-
その他債権	-	-	託		
コールローン	1,061	1,986			
	1,682	51,983			
銀行勘定貸	4	4			
現金預け金	46,105	14,033			
預け金	46,105	14,033			
暗号資産	-	-			
電子決済手段(特定					
信託受益権を除く。)	-	-			
合計	5,535,336	6,341,940	合計	5,535,336	6,341,940

注記事項

	2025 年 3 月 31 日 現在	2026 年 3 月 31 日 現在
共同信託他社管理財産	-	-
元本補てん契約のある信託の取扱い残高	-	-

金銭信託等の受託残高

(単位:百万円)

	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
金銭信託	0	10,000
年金信託	-	-
財産形成給付信託	-	-
貸付信託	-	-
合計	0	10,000

信託期間別の金銭信託・貸付信託元本残高

(単位:百万円)

	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
金銭信託		
1 年未満	0	10,000
1 年以上 2 年未満	-	-
2 年以上 5 年未満	-	-
5 年以上	-	-
その他のもの	-	-
合計	0	10,000

貸付信託については、該当がありません。

金銭信託等に係る貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産運用残高

(単位:百万円)

	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
金銭信託		
貸出金	-	-
有価証券	-	10,000
電子決済手段	-	-
暗号資産	-	-
年金信託		
貸出金	-	-
有価証券	-	-
電子決済手段	-	-
暗号資産	-	-
合計		
貸出金	-	-
有価証券	-	10,000
電子決済手段	-	-
暗号資産	-	-

財産形成給付信託及び貸付信託については、該当がありません。

有価証券の種類別金銭信託等残高

(単位:百万円)

	2025 年 3 月 末	2026 年 3 月 末
金銭信託		
国債	-	-
地方債	-	-
短期社債	-	-
社債	-	-
株式	-	-
外国証券	-	-
その他の証券	-	10,000
合計	-	10,000
年金信託		
国債	-	-
地方債	-	-
短期社債	-	-
社債	-	-
株式	-	-
外国証券	-	-
その他の証券	-	-
合計	-	-
合計		
国債	-	-
地方債	-	-
短期社債	-	-
社債	-	-
株式	-	-
外国証券	-	-
その他の証券	-	10,000
合計	-	10,000

財産形成給付信託及び貸付信託については、該当がありません。

銀行法施行規則上の必要項目に以下のものがありますが、全て該当がありません。

- 元本補てん契約のある信託の種類別の受託残高
- 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額
- 金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分)の残高
- 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高
- 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高
- 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高
- 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
- 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
- 暗号資産の種類別の残高
- 電子決済手段の種類別の残高

自己資本の充実の状況

自己資本調達手段の概要

当社は、米国マサチューセッツ州ボストンに本社を置くステート・ストリート・コーポレーションの 100% 子会社(間接所有)であり、自己資本の全額が親会社からの資本金と利益剰余金等の内部留保により構成されています。親会社からの資本金は全て当社が発行する普通株式であり、全額をコア資本に係る基礎項目の額に算入しております。

銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社が直面するすべての既知のリスクを検討の対象とした上で、当社に当てはまると判断されたリスクについて、その重要度を分析し、重要なリスクについて定量化を行い、それぞれのリスク・カテゴリごとに、自己資本比率規制における第 2 の柱の所要自己資本を算定します。

財務上のベースラインとして複数年に亘る財務予測を作成し、極端な事象に係わる重大なリスクのストレステストの結果をそれに加味します。取締役会は、それに基づいて、極端なストレスに備えるために第 2 の柱の自己資本を追加する必要性について判断を下します。さらに、取締役会は、それを基礎にして、当社が予測期間にわたって如何なる資本を備え得るかについても判断を行います。

自己資本比率規制における第 1 の柱と第 2 の柱の所要額の合計に対して、「リスク選好度に関する声明」に基づく自己資本バッファを加算することとしています。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

(2026年3月期)

当社は商業貸出に従事しておらず、当社の擁する主な信用リスクは手数料の未収分、執務スペース賃借に伴う敷金等の「その他資産」によるものです。これら「その他資産」については、半期に一度資産査定を行い信用リスクについて検証をしております。リスク・プロファイルが簡素であることから、これら資産については全て標準的手法による管理を行っております。

標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称及びエクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

上述の通り、当社信用リスクポートフォリオが簡素であることから、当社は、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、株式会社格付投資情報センター又は株式会社日本格付研究所の格付を使用致します。

但し、法人等向けエクスポージャーについては、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らした自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年 3 月 27 日金融庁告示第 19 号)」第 67 条第 2 項の規定に基づく申請に基づき、すべての法人等向けエクスポージャーに 100% のリスク・ウェイトを適用しております。

以下の信用リスクに係る各算出手法等については、当社はこれらを使用していないため、これら手法等にかかわる定性的及び定量的開示項目において該当する記載事項がございません。

- 信用リスク削減手法
- 内部格付手法

(2025年3月期)

当社は商業貸出に従事しておらず、当社の擁する主な信用リスクは手数料の未収分、執務スペース賃借に伴う敷金等の「その他資産」によるものです。これら「その他資産」については、半期に一度資産査定を行い信用リスクについて検証をしております。リスク・プロファイルが簡素であることから、これら資産については全て標準的手法による管理を行っております。

標準的手法が適用されるポートフォリオについて、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称及びエクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

上述の通り、当社信用リスクポートフォリオが簡素であることから、当社は、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、株式会社格付投資情報センター又は株式会社日本格付研究所の格付を使用致します。

但し、法人等向けエクスポージャーについては、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らした自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年3月27日金融庁告示第19号)」第67条第2項の規定に基づく申請に基づき、すべての法人等向けエクスポージャーに100%のリスク・ウェイトを適用しております。

以下の信用リスクに係る各算出手法等については、当社はこれらを使用していないため、これら手法等にかかわる定性的及び定量的開示項目において該当する記載事項がございません。

- 信用リスク削減手法
- 内部格付手法

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

(2026年3月期)

当社は資産管理を主要な業務としていることから、オペレーショナル・リスクについては当社にとって最も重要なリスクとして位置付け、オペレーショナル・リスクにかかわる規定を定め、執行役員会からの権限委譲に基づき設立されたリスク・コンプライアンス委員会を通じてきめ細かな管理に努めております。

上記委員会によるモニタリングのほか、インシデント管理にかかわる規定に基づき、全てのインシデントにつき発生の都度、データベースに入力を行い、各部門責任者、リーガル・エンティティ・ガバナンス部、リスク管理部、コンプライアンス部が適時適切に再発防止策導入を含む報告・管理等を実施する体制を構築しております。入力されたインシデントはリスク・コンプライアンス委員会及び執行役員会に報告され、重要なインシデントは取締役会にも報告されます。

上記の個々の案件毎のオペレーショナル・リスク管理に加えて、オペレーショナル・リスクをはじめとした種々のリスクの状況について適宜監視するとともに、包括的に評価・分析を行う観点から、各種リスク・アセスメントを含む「リスク管理プログラム」を年次で策定の上、各プログラムを実施することで当社に内包するリスクを特定・評価・統制・監視しております。

(2025年3月期)

当社は資産管理を主要な業務としていることから、オペレーショナル・リスクについては当社にとって最も重要なリスクとして位置付け、オペレーショナル・リスクにかかわる規定を定め、執行役員会からの権限委譲に基づき設立されたリスク・コンプライアンス委員会を通じてきめ細かな管理に努めております。

上記委員会によるモニタリングのほか、インシデント管理にかかわる規定に基づき、全てのインシデントにつき発生の都度、データベースに入力を行い、各部門責任者、ビジネス・コントロール室、リスク管理部、コンプライアンス部が適時適切に再発防止策導入を含む報告・管理等を実施する体制を構築しております。入力されたインシデントはリスク・コンプライアンス委員会及び執行役員会に報告され、重要なインシデントは取締役会にも報告されます。

上記の個々の案件毎のオペレーショナル・リスク管理に加えて、オペレーショナル・リスクをはじめとした種々のリスクの状況について適宜監視するとともに、包括的に評価・分析を行う観点から、各種リスク・アセスメントを含む「リスク管理プログラム」を年次で策定の上、各プログラムを実施することで当社に内包するリスクを特定・評価・統制・監視しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出方法の概要

(2026年3月期)

(1) BI の算出方法

自己資本比率告示第 305 条に従い、金利要素、役務要素及び金融商品要素を合計して算出しております。

(2) ILM の算出方法

自己資本比率告示第 306 条第 1 項第 3 号に基づき、1 を使用しています。

(3) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無

2026 年 3 月期において、該当ありません。

- (4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無
2026 年 3 月期において、該当ありません。

(2025年3月期)

- (1) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当社では標準的計測手法を用いて、オペレーショナル・リスク相当額を算出しております。
- (2) BI の算出方法
自己資本比率告示第 305 条に従い、金利要素、役務要素及び金融商品要素を合計して算出しております。
- (3) ILM の算出方法
自己資本比率告示第 306 条第 1 項第 3 号に基づき、1 を使用しています。
- (4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無
2025 年 3 月期において、該当ありません。
- (5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無
2025 年 3 月期において、該当ありません。

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当社は商業貸出、証券投資等に従事しておらず、当社銀行勘定の資産負債構造は、関係会社から受け入れている預金や信託勘定借を中心とした調達とそれに見合った余剰資金のステート・ストリート銀行東京支店へのコール放出等、限定的なものにとどまっております。従いまして、銀行勘定における金利リスクも極めて限定的であります。

金利リスクの算定手法の概要

開示の対象となる Δ EVE(金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの)を算定する際の前提としては、流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期、流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期、ともに 0.0 年として計算しております。また、コア預金については、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または③現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、平均満期 2.5 年として計算しております。 Δ EVE 計測において使用した割引金利における金利ショック幅は、リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と同一であり、特にスプレッド等に関して考慮しておりません。

なお、上述の通り当該リスクは極めて限定的であり、当社自己資本への影響についても軽微であります。詳細については後述の定量的開示項目を参照下さい。

なお、自己資本の充実の状況について、記載がない限り、前期および今期の状況は共通しております。

自己資本の充実の状況

単体自己資本比率

(国内基準)

(単位:百万円)

項 目	2025 年 3 月 末		2026 年 3 月 末	
		経過措置 による不 算入額		経過措置 による不 算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	14,215		14,216	
うち、資本金及び資本剰余金の額	3,010		3,010	
うち、利益剰余金の額	14,500		14,160	
うち、自己株式の額(△)	-		-	
うち、社外流出予定額(△)	3,295		2,954	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	-		-	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	-		-	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,215		14,216	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	89		67	
うち、のれんに係るものの額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	89		67	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	-		-	
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-		-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-		-	

うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	89		67	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	14,126		14,148	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	4,587		4,071	
資産(オン・バランス)項目	4,587		4,071	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第2項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	-		-	
オフ・バランス項目	-		-	
CVA リスク相当額を八パーセントで除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
勘定間の振替分	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	20,384		20,852	
資本フロア調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	24,972		24,924	
自己資本比率(国内基準)				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	56.56%		56.76%	
総所要自己資本額				
総所要自己資本額((ニ)×4%)	998		996	

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうちポートフォリオごとの額(標準的手法)

(単位:百万円)

	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
信用リスクに対する所要自己資本の額	183	162
事業法人向けエクスポージャー	23	22
金融機関等向けエクスポージャー	2	0
その他エクスポージャー	159	140

当社は以下の信用リスクに係る各算出手法等を使用していないため、これら手法等にかかわる定性的及び定量的開示項目について、該当する記載事項がございません。

○ 信用リスク削減手法

○ 内部格付手法

また、当社は貸出業務に従事していないため、貸出金償却はございません。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する手法ごとの額

(単位:百万円)

	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	815	834
標準的手法	815	834

オペレーショナル・リスク相当額に対する BI 及び BIC の額

BIC の構成要素

(単位:百万円)	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
ILDC	-	17	46
資金運用収益	5	37	97
資金調達費用	0	0	0
SC	-	13,572	13,855
役務取引等収益	13,289	14,437	13,829
役務取引等費用	20	19	18
その他業務収益	1	8	5
その他業務費用	1	0	-
BI	-	13,589	13,901
BIC	-	1,630	1,668
ILM	-	1	1
オペレーショナル・リスク相当額	1,867	1,630	1,668
オペレーショナル・リスク・アセットの額	23,343	20,384	20,852

(注)

2024 年 3 月期はバーゼル III 最終化適用前のため、BI、BIC は当該計数を算出しておりません。

信用リスクに関するエクスポージャー

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高¹及び主な種類別の内訳²

(単位:百万円)

	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
信用リスクに関するエクスポージャー	20,472	22,440
貸出金等	-	-
債券	-	-
OTCデリバティブ	-	-
その他	20,472	22,440

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、各区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

(単位:百万円)

地域別の信用リスクに関するエクスポージャー			
	種類	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
国内	貸出金等	-	-
	債券	-	-
	OTCデリバティブ	-	-
	その他	20,418	22,381
	合計	20,418	22,381
国外	貸出金等	-	-
	債券	-	-
	OTCデリバティブ	-	-
	その他	54	59
	合計	54	59

(単位:百万円)

業種別又は取引相手の別の信用リスクに関するエクスポージャー			
	種類	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
金融機関等	貸出金等	-	-
	債券	-	-
	OTCデリバティブ	-	-
	その他	56	60
	合計	56	60
中央政府・中央	貸出金等	-	-
	債券	-	-
	OTCデリバティブ	-	-

¹期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合は期中平均残高を表示しております。

²主要行等向け監督指針 III-3-2-4-4、(4)ー②ーロの区分にて表示しておりますが、当社は貸出業務等に従事していないことから、新たに「その他」項目を設け、上記区分に該当しないその他エクスポージャーを当該項目に記載しております。

(単位:百万円)

	その他	15,839	18,320
	合計	15,839	18,320
一般法人	貸出金等	-	-
	債券	-	-
	OTCデリバティブ	-	-
	その他	588	553
	合計	588	553
その他	貸出金等	-	-
	債券	-	-
	OTCデリバティブ	-	-
	その他	3,987	3,506
	合計	3,987	3,506

(単位:百万円)

残存期間別の信用リスクに関するエクスポージャー			
	種類	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末
翌日物	貸出金等	-	-
	債券	-	-
	OTCデリバティブ	-	-
	その他	-	-
	合計	-	-
特定期日	貸出金等	-	-
	債券	-	-
	OTCデリバティブ	-	-
	その他	294	296
	合計	294	296
定期日のない	貸出金等	-	-
	債券	-	-
	OTCデリバティブ	-	-
	その他	20,178	22,144
	合計	20,178	22,144

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの残高

(単位:百万円)

リスク・ウェイト		2026 年 3 月末	
		うち格付適用	うち格付不適用
合計		22,440	48
	0%	18,320	-
	20%	60	48
	100%	4,059	-

(単位:百万円)

リスク・ウェイト		2025 年 3 月末	
		うち格付適用	うち格付不適用
合計		20,472	45
	0%	15,839	0
	20%	56	45
	100%	4,576	0

(注) 当社では法人等向けエクスポージャーにつきましては、リスク・ウェイトを一律 100%としており、格付不適用に記載しています。また、上記記載以外のリスク・ウェイト区分については該当するエクスポージャーが存在しないことから、記載を省略しております。

自己資本比率告示の規定により 1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額につきましては、該当がありません。

金利リスクに関する事項

(2026 年 3 月期)
IRRBB1:金利リスク

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2026 年 3 月末	2025 年 3 月末	2026 年 3 月末	2025 年 3 月末
1	上方平行シフト	0	0	0	0
2	下方平行シフト	-	-	0	6
3	スティープ化	-	-		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	-	-		
7	最大値	0	0	0	6
		ホ		ヘ	
		2026 年 3 月末		2025 年 3 月末	
8	自己資本の額	14,148		14,126	

(2025 年 3 月期)
IRRBB1:金利リスク

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2025 年 3 月末	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末	2024 年 3 月末
1	上方平行シフト	0	0	0	0
2	下方平行シフト	-	-	6	-
3	スティープ化	-	-		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	-	-		
7	最大値	0	0	6	0
		ホ		ヘ	
		2025 年 3 月末		2024 年 3 月末	
8	自己資本の額	14,126		14,187	

(注)

- 銀行法施行規則別紙様式の注記に従い、上表各年度に関し、ロ欄及びヘ欄が 2023 年 3 月末以前となる場合、ハ欄及びニ欄が 2024 年 3 月末以前となる場合には、それぞれ、記載をしております。
- 同様式において「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものとされています。
- 同様式において「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12 ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものとされています。

自己資本の充実の状況について、以下のエクスポージャー等に関する定性的及び定量的開示項目がございますが、当社はこれらエクスポージャー等を有していないこと及び自己資本比率算出においてマーケット・リスク相当額を算入していないことにより、該当する記載項目がございません。

- 三月以上延滞エクスポージャー又はデフォルトしたエクスポージャー
- 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定
- マーケット・リスク
- CVA リスク
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク
- 証券化エクスポージャー
- リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー
- 出資等エクスポージャー又は株式等エクスポージャー

報酬等に関する事項

1. 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1)「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下の通りであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役であります。(監査等委員である社外取締役を除き、事業年度中の退任者を含みます。)

②「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の従業員のうち、「高額の報酬を受ける者」で当社および主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。(事業年度中の退任者又は退職者を含みます。)
なお、対象従業員該当者についても開示の対象となっておりますが、公にすることで個人が特定され、個人の権利、利益が不当に害されるおそれのある情報に該当するため、開示を控えております。

(ア)「主要な連結子法人等」の範囲

当社には連結対象となる法人がなく、従って「主要な連結子法人等」に該当する法人はありません。

(イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当社では基準額を6千万円に設定しております。当該基準額は、株主総会の決定を踏まえて、決定された監査等委員でない取締役に対する報酬の総額(年間上限額)を当社から報酬を受ける監査等委員でない取締役の数(社外取締役を除く)で除した金額をもとに設定しております。

(ウ)「当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与えるものであります。当社は手数料ビジネスに特化しており、エコノミック・キャピタルの活用が利益の源泉となるようなリスクテイクを伴う業務を行うものではありません。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役員の報酬等の決定について

当社では、株主総会において監査等委員でない取締役報酬の総額(年間上限額)を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された監査等委員である取締役報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の報酬の個人別の配分については、監査等委員である取締役の協議に一任されております。

2. 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

①「対象役員」の報酬等に関する方針

当社の対象役職員の具体的な報酬等の構成は、

- 基本報酬
- 賞与
- 株式報酬
- デファード・キャッシュ

● その他の非金銭報酬

となっております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し、賞与および株式報酬、デファード・キャッシュは職務内容・人物評価・業務実績等のほか当社の業績を勘案して決定しております。

取締役の報酬等は、株主総会において決議された取締役報酬限度額の範囲内で決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された監査等委員である取締役報酬限度の範囲内で、社外監査等委員である取締役を含む監査等委員である取締役の協議により決定しております。

3. 当社の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員の報酬総額の年間上限が決議され、決定される仕組みとなっております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けております。なお、当社は手数料ビジネスに特化しており、エコノミック・キャピタルの活用が利益の源泉となるようなリスクテイクを伴う業務を行うものはありません。

4. 当社の対象役員の報酬等の種類、支払総額および支払い方法に関する事項

別表 1 を参照

5. 当社の対象役員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

別表 2 を参照

別表 1

対象役員の報酬等の総額(自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

(単位: 百万円)

区分	人数	報酬等の総額	固定報酬の総額			変動報酬の総額			退職慰労金	
			基本報酬	株式報酬型ストックオプション	その他	基本報酬	賞与			
対象役員 (監査等委員である社外取締役を除く)	6	216	133	131	0	1	82	0	82	0

(注)

1. 百万円未満は切り捨て
2. 変動報酬のうち賞与には、当事業年度に支払われた現金による賞与、当事業年度に受け取る権利が確定したステート・ストリート・コーポレーション株式が含まれます。
3. 監査等委員である社外取締役を開示対象から除く運用としております。

別表 2

支払いが繰り延べられている報酬等の残高

(単位:百万円)

	未支払残高 (2025 年 3 月末)	当事業年度 支払額	当事業年度 付与額	外国為替等 調整額	未支払残高 (2026 年 3 月末)
ステート・ストリート・ コーポレーション株 式	30,407,483	10,448,715	39,745,447	-22,145,983	37,558,233
デファード・キャッ シュ	13,921,360	2,488,188	0	-1,290,868	10,142,304
合計	44,328,843	12,936,903	39,745,447	-23,436,850	47,700,537

(注)

1. 百万円未満は切り捨て
2. 外国為替等調整額には以下のものが含まれます。
 - (ア) ステート・ストリート・コーポレーション株式会社による前事業年度末の未支払残高、支払額、および当事業年度末未支払残高は米国ドル建てであるため、外国為替レートの変動による差額
 - (イ) 繰り延べられている報酬の支払時と付与時、また各年度末での株価の差額
 - (ウ) 前年度末との該当役員の変更による差額
3. 株式にかかる当事業年度支払額は、当事業年度中に受け取る権利が確定したものの金額です。
4. 株式、デファード・キャッシュにかかる当事業年度付与額は、当事業年度中に受け取る権利が付与されたものの金額です。
5. 当事業年度支払額の合計は、変動報酬のうち賞与に含まれます。

決算公告(写)



第41期決算公告（要旨）

2026年 6 月26日 ステート・ストリート信託銀行株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー
代表取締役社長 寺田 景子

貸借対照表
(2026年 3 月31日現在)

損益計算書
(2025年 4 月1日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)		経 常 収 益	13,932
現 金 預 け 金	18,280	預 金	2,250	信 託 報 酬	852
コ ー ル ロ ー ン	—	信 託 勘 定 借	4	資 金 運 用 収 益	97
外 国 為 替	0	そ の 他 負 債	2,265	役 務 取 引 等 収 益	12,977
そ の 他 資 産	921	賞 与 引 当 金	394	そ の 他 業 務 収 益	1
有 形 固 定 資 産	2,384	退 職 給 付 引 当 金	357	そ の 他 経 常 収 益	4
無 形 固 定 資 産	67	負 債 の 部 合 計	5,272	経 常 費 用	9,230
繰 延 税 金 資 産	788	(純資産の部)		資 金 調 達 費 用	1
		資 本 金	2,510	(うち預金利息)	(—)
		資 本 剰 余 金	500	役 務 取 引 等 費 用	18
		資 本 準 備 金	500	そ の 他 業 務 費 用	—
		利 益 剰 余 金	14,160	営 業 経 費	9,210
		利 益 準 備 金	2,010	経 常 利 益	4,702
		そ の 他 利 益 剰 余 金	12,150	特 別 利 益	—
		株 主 資 本 合 計	17,170	特 別 損 失	423
		純 資 産 の 部 合 計	17,170	税 引 前 当 期 純 利 益	4,278
資 産 の 部 合 計	22,442	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	22,442	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,525
				法 人 税 等 調 整 額	△201
				法 人 税 等 合 計	1,324
				当 期 純 利 益	2,954

- (注) 1. 単体自己資本比率 (国内基準) 56.76% (注) 1株当たりの当期純利益金額58,852円83銭
2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,471百万円
3. 信託業法等に基づく現金預託金 25百万円
4. 1株当たりの純資産額 342,033円83銭

信託財産残高表
(2026年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	6,273,931	特 定 金 銭 信 託	10,000
そ の 他 債 権	1,986	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	2,367,072
コ ー ル ロ ー ン	51,983	包 括 信 託	3,964,867
銀 行 勘 定 貸 金	4		
現 金 預 け 金	14,033		
合 計	6,341,940	合 計	6,341,940

- (注) 共同信託他社管理財産 - 百万円
元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。
(備考) 上記各表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

開示項目一覧表

銀行法施行規則第19条の2に基づく項目

<銀行の概況及び組織に関する事項>

経営の組織	5
取締役及び監査役の氏名及び役職名	6
会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	—
会計監査人の氏名又は名称	6
営業所の名称及び所在地	7
持株数の多い順に十以上の株主に関する事項	
○氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	7
○各株主の持株数	7
○発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	7
当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者に関する事項	—

(1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名

(2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称

外国における銀行法第2条第14項各号に掲げる行為の受託者に関する事項

(1) 当該受託者の商号、名称又は氏名

(2) 当該受託者が当該銀行のために法第2条第14項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

<銀行の主要な業務の内容>

<銀行の業務の運営に関する事項(※銀行法施行規則第19条の2に基づく項目に含まれないものも含む)>

○リスク管理の体制	10
○法令遵守の体制	10
○内部監査の体制※	11
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	11
○指定紛争解決機関が存在する場合、銀行が手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称(指定紛争解決機関が存在しない場合、当該銀行の苦情処理措置及び紛争解決措置の内容)	12

直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

○経常収益	13
○経常利益又は経常損失	13
○当期純利益若しくは当期純損失	13
○資本金及び発行済株式の総数	13
○純資産額	13
○総資産額	13
○預金残高	13
○貸出金残高	13
○有価証券残高	13
○単体自己資本比率	13
○配当性向	13
○従業員数	13
○信託報酬	13
○信託勘定貸出金残高	13
○信託勘定有価証券残高	13
○信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高	13
○信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高	13
○信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高	13
○信託財産額	13

<銀行の主要な業務に関する事項>

直近の事業年度における事業の概況

<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>

○貸借対照表

○損益計算書	16
○株主資本等変動計算書	17
○銀行法第20条第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	28
○貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	—
○単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	—
金融機能再生法施行規則第6条に基づく項目	
○資産査定額	28
○リスク管理債権に該当する貸出金の額及びその合計額	28
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	28
・金銭の信託	28
・銀行法施行規則第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引	28
・電子決済手段	28
・暗号資産	28
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	28
○貸出金償却の額	28
直近の2事業年度における業務の状況を示す指標	
○主要な業務の状況を示す指標	
・国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	29
・国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	29
・国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	29
・業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	29
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	29
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	29
○預金に関する指標	
・国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	30
・固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	30
○貸出金等に関する指標	
・国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	30
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	30
・担保の種類別の貸出金残高及び支払承諾見返額	30
・使途別の貸出金残高	30
・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	30
・中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	30
・特定海外債権残高の五パーセント以上を占める国別の残高	30
・国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	30
○有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別の平均残高	30

・有価証券の種類別の残存期間別の残高	30	・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無	36
・国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別の平均残高	30	・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無	36
・国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	30	○出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	—
○信託業務に関する指標		○金利リスクに関する次に掲げる事項	
・信託財産残高表	31	・リスク管理の方針及び手続の概要	38
・金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高	32	・金利リスクの算定方法の概要	38
・信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	32	<自己資本の構成に関する開示事項>	39
・金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの運用残高	32	・単体総所要自己資本額	39
・元本補填契約のある信託の種類別の受託残高	33	<定量的な開示事項>	
・元本補填契約のある信託に係る貸出金のうちリスク管理債権に該当するものの額並びにその合計額	33	○自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
・金銭信託等に係る貸出金の科目別の残高	33	・信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	41
・金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	33	- 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	41
・金銭信託等に係る有価証券の種類別の残高	33	- 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうちポートフォリオごとの内訳	41
・担保の種類別の金銭信託等に係る貸出金残高	33	- 証券化エクスポージャー	46
・使途別の金銭信託等に係る貸出金残高	33	・内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち各区分ごとの額	41
・業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	33	・オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する各手法ごと（標準的手法）の額	41
・中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	33	・オペレーショナル・リスク相当額に対する BI 及び BIC の額	41
・暗号資産の種類別の残高	33	・単体総所要自己資本額	39
・電子決済手段の種類別の残高	33	○信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
○自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項（詳細項目は以下に記載）	34	・信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	42
○経営の健全性の状況について金融庁長官が別々に定める事項	—	・地域別	42
銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ニの規定に基づき、自己資本の充実の状況について金融庁長官が定める事項の詳細項目		・業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	43
<定性的な開示事項>		・残存期間別の信用リスクに関するエクスポージャー	44
○自己資本調達手段の概要	34	・内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッピング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第 153 条第 3 項及び第 5 項並びに第 166 条第 4 項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	41
○自己資本の充実度に関する評価方法の概要	34	・内部格付手法が適用されるポートフォリオについての事項	41
○信用リスクに関する次に掲げる事項		・内部格付手法を適用するエクスポージャー区分ごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	41
・リスク管理の方針及び手続の概要	34	・内部格付手法を適用するエクスポージャー区分ごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	41
・標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		○信用リスク削減手法に関する事項	41
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由）	34	○信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	34	・信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、各区分ごと（地域別・業種別又は取引相手の別・残存期	43
・内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準	34		
・内部格付手法が適用されるポートフォリオについての事項	34		
○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	34		
○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	34		
○証券化エクスポージャーに関する事項	34		
○マーケット・リスクに関する事項（自己資本比率告示第 37 条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合）	34		
○オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項			
・リスク管理の方針及び手続の概要	36		
・BI の算出方法	36		
・ILM の算出方法	36		

間別)の額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別 の内訳	44
・標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リス ク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘 案した後の残高並びに自己資本比率告示第 79 条の 5 第 2 項第 2 号、第 177 条の 2 第 2 項第 2 号、第 248 条並び に第 248 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により 1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャー額	44
○金利リスクに関する事項	45
○マーケット・リスクに関する事項(自己資本比率告示第 37 条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する 場合)	46
○CVA リスクに関する事項	46
○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリス クに関するリスク管理の方針及び手続の概要	46
○証券化エクスポージャーに関する事項	46
○出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理 の方針及び手続の概要	46
・リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみ なし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク に対する所要自己資本の額	46
・マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのう ち銀行が使用する各方式ごと(標準的方式、内部モデル 方式)の額	46
・三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルト したエクスポージャーの期末残高及びこれらの各区分ご と(地域別・業種別又は取引相手の別)の内訳	46
・一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引 当勘定の期末残高及び期中の増減額	46
<報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財 産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が 別に定めるもの>	
○対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等 の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う 委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に 関する事項	47
○対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び 運用の適切性の評価に関する事項	47
○対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理 の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と 業績の連動に関する事項	48
○対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額 及び支払方法に関する事項	48
○報酬等の体系に関し参考となるべき事項	48
<事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事 業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような 事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼ す事象(「重要事象等」という。)が存在する場合には、その 旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検 討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するた めの対応策の具体的内>	—
銀行法第 21 条第 1 項に基づく項目	
○貸借対照表等の公告	50



ステート・ストリート信託銀行株式会社

〒105-6325

東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー25階

03-4530-7200 (代表)

- ・ 本誌は銀行法第21条等に基づいて作成しています。
- ・ 本誌には、将来の業績に関する記述が含まれています。こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクや不確実性を伴うものであることにご留意ください



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用



©2026 State Street Corporation.